標準文書保存期間基準 (家裁調査官室) 令和5年4月1日

	業務の区分	業務に係る司法行政文書 の類型	司法行政文書の具体 例	分類			
事項				大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間
1 通達の制定 又は改廃及 びその経緯	制定され、又は改廃 された通達の運用	最高裁判所により制 定され、若しくは改 廃された通達又はそ の解釈若しくは運用 のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引	規則、規程、通 達及び告示の制 定改廃等	訟務関連文書 文書	訟務関連文書 文書	10年
2 裁判所の組 織及び運営 に関する事 項	裁判所の組織及び運 営に関する業務	常任委員会の構成に 関する文書 裁判所の組織及び運 営に関する連絡文書 等	一時的通達、常任委 員会委員の選挙の実 施通知、結果通知、 事務連絡	裁判所の組織及び運営(事務)	連絡文書	連絡文書	5年
3 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業 務	事件の受付及び分 配、開廷場所の指 定、法廷警備その他 の訟務一般に関する 連絡文書	一時的通達	訟務(事務)	訟務一般	訟務一般	5年
	(2) 家事に関する業務	家事審判、家事調停 その他の家事に関す る連絡文書	一時的通達		家事	家事	5年
	(3) 少年に関する業務	少年審判その他の少 年に関する連絡文書	一時的通達		少年	少年	5年
	(4) 事件報告に関する業 務	裁判、審判及び調停 の事件報告に関する 連絡文書	一時的通達、報告文書		事件報告	事件報告	5年
	(5) 訟廷事務に関する業務 ((1)から(4)までに該当するものを除く。)	ア 最高裁からの連絡 文書、事件記録の廃 棄、検査等に関する 文書 訟廷事務に関する 業務についての一時 的文書	連絡文書、一時的通 達、通知文書、送付 書		連絡文書	連絡文書	5年
		イ 最の かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば	最高 財 か 書 体 表 か 書 体 表 か 判 決 曹 係 表 か 力 変 里 な 明 本 明 す 国 可 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		連絡文書	連絡文書	1年
4 会計に関す る事項	図書、雑誌及び官報の配布簿に該当しない会計 帳簿			会計 (事務)	会計帳簿	郵便切手使用簿	3年
る事項	(1) 会同又は会議に関す る業務	ア 会同又は会議の開催 に関する重要な経緯	開催通知	庶務 (事務)	会同、会議	会同、会議	3年
		イ 会同又は会議に提出 された文書	配布資料	†			
		ウ 会同又は会議の結果 が記録された文書	議事録、結果報告書				
	(2) 文書の管理に関する 業務	ア 文書の管理に関する 連絡文書 イ 文書の廃棄の意思決	一時的通達 廃棄目録		文書(連絡文書、廃棄)	文書	5年
		定が記載された文書 ウ 文書の保存期間等が 定められた文書	標準文書保存期間基準		文書(保存期間基準)	文書 (保存期間基準)	5年
	(3) 庶務に関する業務 ((1)から(2)までに該 当するものを除 く。)	定められた义者 研究の実施等に関 する文書	理 調査官研究費に係る 申請書及び通知書		研究	研究	5年
j							

^{※ 「}名称 (小分類) 」は、「 (平成○○年度) 」の記載は省略する。